令和6年度 特別栽培(有機)推進事業の概要

三芳町では、減農薬・減化学肥料農業を推進し、緑肥作物、有機肥料製造ブレンド材の導入による地力増進、害虫駆除器導入による適期防除、 景観作物導入による風食対策を講じます。

そこで、<u>「緑肥」・「フェロモントラップ」・「景観作物」・「有機</u> 肥料ブレンド材」を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、 農家負担の軽減を図っていきたいと存じます。

※ **令和6年度の総補助金額**は、8,000,000 円となっています。 補助額=個人の購入金額×補助率

(補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。)

- 1 補助対象
- ※ 緑肥補助対象は、小麦類・エン麦類・ライ麦類・ソルゴー類・ その他(アフリカントール・ソイルクリーン・ヘアリーベッチなど)
- ※ フェロモン・トラップ 補助対象は、ハスモンヨトウ用・ト゛ウカ゛ネフ゛イフ゛イ用など
- ※ 景観作物補助対象は、菜の花・ヒマワリ・コスモス・ポピー等
- ※ 有機肥料プレント 材補助対象は、肥料取締法に基づき、分類される 肥料の種類。※対象の肥料の書類は別紙のとおり
 - 2 <u>令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。</u> なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し(コピー)を添付してください。 ただし、農協(口座振替で支払い)及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方(個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る)は、領収証の添付は必要ありません。
 - <u>※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付が必要です。</u>
 - ※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落 とし日が令和6年1月1日から令和6年12月31日のものが 対象になります。
 - 3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を 有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の人が 購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願 いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当 電話番号(258)0019 内線212